

リフォーム等補助金交付要綱

名張商工会議所
令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響による地方回帰の流れを捉えた移住促進や、外出自粛による長時間化する在宅時間を快適に過ごすため、新しい生活様式に資する住宅環境の改善促進及び裾野の広い住宅関連産業の活性化を図ることを目的として、新たに名張市内の空き家を住まいとする市外からの移住定住者及び市民が空き家を活用した住宅改修を行う費用又は市民が持ち家の住宅改修を行う費用の一部を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 この要項に定める移住定住者空き家活用型リフォーム、市民空き家活用型リフォーム及び持ち家等リフォームを実施する事業をいう。
- (2) 空き家 名張市内に存する住宅（長屋住宅、共同住宅及び店舗等の用途を兼ねるものを含む 以下同じ。）又は建築物であって、使用されていないことがおおむね年間を通じ継続しており、かつ1年以上の期間、その状態であるものをいう。
- (3) 持ち家等 名張市内に存する住宅であって、自ら又は3親等以内の親族が所有して自らが居住の用に供しているものをいう。
- (4) 移住定住者 1年以上市外に居住しているもので、この要綱の施行日以後に名張市に転入届を提出する者又は当該補助金の申請日に名張市に転入届を提出して1年を経過しない者をいう。
- (5) 市民 名張市に1年以上継続して居住し、住民票がある者をいう。
- (6) 市内施工業者 次のいずれかに該当する者であって、暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者をいう。
 - ア 名張市内に本社又は本店を有する法人で、名張市内に1年以上継続して所在している者
 - イ 名張市内に住所を有する個人事業者で、名張市内に1年以上継続して居住している者
 - ウ 名張市特定創業支援事業の証明書を交付された者
- (7) 改修工事 市内施工業者が空き家又は持ち家等に行う住宅改修（リフォーム等）をいう。
- (8) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (9) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

- (10) 移住定住者空き家活用型リフォーム 市内に存する空き家を住宅として使用する上で、移住者が新しい生活様式に資するために必要な住宅改修をいう。
- (11) 市民空き家活用型リフォーム 市内に存する空き家を住宅として使用する上で、市民及び3親等内の親族が新しい生活様式に資するために必要な住宅改修をいう。
- (12) 持ち家等リフォーム 持ち家等を所有する市民及び3親等内の親族が、新しい生活様式に資するために必要な住宅改修をいう。

(補助対象)

第3条 事業の補助対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 名張市内の存する空き家又は持ち家等の別表1に掲げる改修工事であり、当該改修工事に要する経費の合計(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が10万円以上のものであること。
 - (2) 補助対象者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。
 - ア 移住定住者空き家活用型リフォームについては、次のいずれかに該当する者
 - ① 移住定住者のうち、転入前にあっては工事完了後30日以内に市内に転入届を提出する者
 - ② 移住定住者のうち、転入した日から1年以内に交付申請を行う者
 - ③ 移住定住者と売買契約又は賃貸契約を交わした空き家の所有者
 - イ 市民空き家活用型リフォームについては、次のいずれかに該当する者
 - ① 名張市に住民票がある空き家の所有者又は3親等以内の親族
 - ② 市民と売買契約又は賃貸契約を交わした空き家の所有者
 - ウ 持ち家等リフォームについては、次のいずれかに該当する者
 - ① 名張市に住民票がある住宅の所有者又は3親等以内の親族
 - (3) 補助対象者となる者及びその者と同居する者が暴力団員でない又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- 2 前項に規定する改修工事の補助対象は、次に掲げるもの以外のものとする。
- (1) 補助金交付決定通知前に着工済みの工事
 - (2) 敷地を更地にする解体工事
 - (3) 設計費
 - (4) 新築、建替工事
 - (5) 中古住宅の購入
 - (6) 事業に供するための資産に係る工事
 - (7) 店舗兼用住宅等の居住用以外の工事
 - (8) D I Y (日曜大工) に使用する材料
 - (9) 家電製品及び家具等の購入及び設置工事
 - (10) 容易に取り外しできるものを設置する工事
 - (11) 施工業者で調達しない設備機器等を設置する工事
 - (12) 他の公的補助金、利子補給又は介護保険から支給される工事
- 3 第1項に規定する改修工事は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 協力業者も含めて市内施工業者によるものであること。
- (2) 交付決定を受けて令和3年7月1日以降に着工し、令和3年12月28日までに完了するものであること。
- (3) 改修工事に必要な設備、材料等は市内事業者から調達するものであること。

(補助金の額)

第4条 改修工事に係る1件当たりの補助額は、補助事業に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の3分の1以内とし、移住定住者空き家活用型リフォームは100万円を、市民空き家活用型リフォームは60万円を、及び持ち家等リフォームは20万円を限度とする。

2 前項に規定する補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請及び決定)

第5条 移住定住者空き家活用型リフォーム及び市民空き家活用型リフォームに補助金の交付を受けようとする者は、事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第1号）に別表2に掲げる提出書類を添付して名張商工会議所会頭（以下「会頭」という。）に提出するものとする。

2 往復ハガキによる事前申込みの抽選により当選した持ち家等リフォームに補助金の交付を受けようとする者は、事業の実施前に、補助金交付申請書（様式第1号）に別表3に掲げる提出書類を添付して会頭に提出するものとする。

3 会頭は、前2項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

4 会頭は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(計画の変更等)

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第3号）に別に定める関係書類を添付して会頭に提出しなければならない。

- (1) 施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助申請額の変更
- (3) 工期の変更

2 会頭は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、事業計画廃止（中止）届（様式第5号）を会頭に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第8条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、事業完了実績報告書（様式第6号）に別表4に掲げる提出書類を添付して会頭に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日（令和3年12月28日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

(完了検査)

第9条 会頭は、前条の規定による事業完了実績報告書等の提出があった後、必要があると認められる場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 会頭は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認められる場合において、当該申請者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、当該申請者が当該命令に従わないときは、会頭は、第5条第3項の規定による決定を取り消すことができる。

(補助金の額の確定)

第10条 会頭は、第8条第2項の規定により事業完了実績報告を受けた場合において、事業完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第7号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内に事業補助金支払請求書（様式第8号）を会頭に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 会頭は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付月から起算して10年経過する前に市外へ転出したとき（移住定住者空き家活用型リフォームの場合にあっては、当該改修工事の完了の日の翌日から起算して10年を経過する前に移住者のための住宅の用途に供さなくなったとき）。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会頭が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 会頭は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、補助金交付決定取消し兼返還命令書（様式第9号）により補助金の全額を期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第14条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(実施細則)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

対象工事一覧

○ : 対象 × : 対象外

改修工事等の内容		備考
① 住宅等の増築及び一部改築		同一棟に限る。 建築確認が必要なものは建築確認済証の提出が必要
② 外装工事	○ 屋根、軒裏の改修 雨どいの設置又は改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ 外壁の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ 換気塔、喚気口の設置又は改修	
	○ 雨戸の設置、改修又は取替え	電動雨戸を含む。
	○ 外部建具の設置又は改修	網戸を含む ガラスのみの場合を含む。
	○ バルコニー、ウッドデッキ又はパーゴラの設置・改修	
③ 内装工事	○ 間仕切りの変更	
	○ 床仕上材の改修又は補修	床暖房工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ じゅうたん、カーペットの設置又は改修	床に置くだけのものは対象外
	○ 内壁の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ 天井の改修	塗装工事を含む。 下地改修工事を含む。
	○ 畳の取替え、表替え又は裏返し	下地改修工事を含む。
	○ 造作家具工事	大工工事を伴うものに限る。
	○ 階段の設置又は改修	
	○ 内部建具（ドア、ふすま、障子等）の設置、改修又は取替え	
	○ カーテンボックス等の設置又は改修	カーテン、カーテンレール、ブラインド等の設置は対象外
④ 設備工事	○ システムキッチンの設置又は取替え	
	○ 流し台の設置、改修又は取替え	
	○ ガスコンロ、電磁調理器、食器洗浄機等の設置又は取替え	システムキッチンと一体（ビルトイン）となっているものに限る。
	○ 炉、囲炉裏等の設置又は改修	床、壁、天井等の工事を伴うものに限る。
	○ ペレットストーブ、まきストーブ等の設置、改修又は取替え	床、壁、天井等の工事を伴うものに限る。

④ 設備工事	○	浴槽、洗面化粧台、洗濯パンの設置、改修又は取替え	
	○	便器の設置又は取替え	
	○	暖房等機能便座の設置又は取替え	
	○	給水、排水、ガス等の配管工事	他の対象工事を伴う配管工事を含む。 外部における配管工事で母屋に係るものを含む。
	○	給湯器、ヒートポンプ給湯器、太陽熱温水器の設置、改修又は取替え	
	○	換気扇、レンジフードの設置、改修又は取替え	床下換気扇を含む。
	○	スイッチ、コンセント、配線等の設置、改修又は取替え	他の対象工事に伴う外部における配線工事を含む。
	○	電気容量増設工事	
	○	照明器具の設置又は取替え	壁、天井等の工事を伴うものに限る。 引掛けシーリングタイプ等の照明器具の設置は対象外
	×	家電品（エアコン、AV機器、冷蔵庫、照明器具等）の購入又は設置	
×	住宅用火災報知器、防犯システム等の設置		

⑤ 外構工事	○	門、塀、柵の改修又は設置	住宅の安全又は防犯対策に資するものに限る。
	○	玄関ポーチの改修	屋外アプローチの改修は対象外
	○	造園工事	剪定などの維持管理は対象外
⑥その他工事	○	土台、基礎、柱等構造材の補強又は修繕	白アリ防除工事（予防・駆除）を除く。
	○	床、外壁、天井又は屋根の断熱材充填	
	○	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差の解消、廊下幅の拡張、エレベーターの設置、その他これらに類する工事）	内部外部共
	×	別棟の住宅、車庫、物置等の増築、新築又は改修	
	×	太陽光発電システム	

※改修工事に当たっては建築基準法等各種法令を順守したものとすること。

※住宅等の本体及び住宅等の本体に付随するものの改修工事を対象とする。

※店舗等の用途を兼ねる住宅の場合、住宅等の部分にかかる工事のみを対象とする。

※対象工事に伴う解体、撤去、廃材処分費用は対象とする。

※工事を伴わないものは対象外とする。

※部品の交換のみは対象外とする。

別表 2 (第 5 条関係)

【移住定住者空き家活用型、市民空き家活用型】補助金交付申請時の添付書類

提出書類	備考
工事見積書の写し	補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの
工事内容がわかる平面図、資料等	事業者名を記載したもの
工事箇所の施工前の写真	
<p>【所有者】</p> <p>対象住宅の所有者を証明する書類の写し</p> <p>(固定資産税納税通知書(固定資産税課税明細書)、 または名寄帳兼課税台帳)</p>	
<p>【市民空き家活用型のみ】</p> <p>本人及び住所を確認できる書類の写し(マイナンバーカードまたは運転免許証、パスポート、健康保険証等のいずれか)</p>	<p>※ 顔写真のない証明書類の場合は、2種類のものか、公共料金の領収書等の写しを添付</p>
<p>【移住定住者空き家活用型のみ】</p> <p><①、②のいずれか></p> <p>①市外に居住している方は、住民票の写し等</p> <p>②市内に転入後の方は、転入届の写し等</p>	
<p>【申請者が空き家の所有者の場合】</p> <p>空き家に住まわれる方との売買契約書又は賃貸契約書の写し</p>	<p>※ 申請時点で、空き家に住まわれる方との契約がまだの方は、確約書の提出が必要です。</p>
<p>その他、会頭が必要と認める書類</p>	<p>返信用封筒<返信先(申請者住所・氏名)を記載した定形封筒に84円切手を貼ったもの></p>

別表 3 (第 5 条関係)

【持ち家等】補助金交付申請時の添付書類

提出書類	備考
工事見積書の写し	補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの
工事内容がわかる平面図、資料等	
工事箇所の施工前の写真	
本人及び住所を確認できる書類の写し (マイナンバーカードまたは運転免許証、パスポート、健康保険証等のいずれか)	※ 顔写真のない証明書類の場合は、2種類のものか、公共料金の領収書等の写しを添付
対象住宅の所有者を証明する書類の写し (固定資産税納税通知書 (固定資産税課税明細書)、 または名寄帳兼課税台帳)	
その他、会頭が必要と認める書類	返信用封筒<返信先 (申請者住所・氏名) を記載した定形封筒に 84 円切手を貼ったもの>

別表 4 (第 8 条関係)

【共通】完了実績報告時の添付書類

契約書または請書の写し	
領収書の写し	
改修工事費用の明細書	補助対象部分と対象外部分を明確にしたもの
工事箇所の施工後の写真	
その他、会頭が必要と認める書類	返信用封筒<返信先 (申請者住所・氏名) を記載した定形封筒に 84 円切手を貼ったもの>

受付番号：

リフォーム等補助金交付事業

移住定住者空き家活用品
 市民空き家活用品
 持ち家等

補助金交付申請書

令和 年 月 日

名張商工会議所 会頭 様

申請者 住所
 氏名
 電話番号

印

リフォーム等補助金の交付を受けたいので、名張商工会議所リフォーム等補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者の種別	移住定住者 空き家活用品	<input type="checkbox"/> 工事完了後30日以内に転入届を提出する者 <input type="checkbox"/> 転入した日から1年以内の者 <input type="checkbox"/> 移住定住者と売買契約または賃貸契約を交わした空き家の所有者
	市民空き家 活用品	<input type="checkbox"/> 名張市に住民票がある空き家の所有者 <input type="checkbox"/> 上記の者の3親等以内の親族 <input type="checkbox"/> 市民と売買契約または賃貸契約を交わした空き家の所有者
	持ち家等	<input type="checkbox"/> 名張市に住民票がある住宅の所有者 <input type="checkbox"/> 上記の者の3親等以内の親族
2 物件内容	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 申請者住所と異なる（空き家又は住宅等の所在地を記入してください。） 名張市	
	所有者名 _____ (所有者との続柄) _____	
3 住宅等の種類	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗等併用住宅（住宅部分のみ） <input type="checkbox"/> その他 （築 _____ 年、 _____ 階建て、延べ床面積 _____ m ² ） （空き家期間 _____ 年 _____ 月）	
4 改修工事内容 ※補助対象となる改修工事について別表1をもとに全て選択	<input type="checkbox"/> 増築又は改築 <input type="checkbox"/> 外構工事 <input type="checkbox"/> 外装工事 <input type="checkbox"/> その他工事 <input type="checkbox"/> 内装工事 <input type="checkbox"/> 設備工事	
5 施工業者 ※名張市内に本社・本店を置く法人または名張市内に住所を有する個人事業主	所在地又は住所	名張市
	事業所名又は氏名	
	連絡先	
6 着手・完了予定日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

裏面に続きます⇒

7 工事費等	総工事費	円（税抜）
	改修工事に要する経費（補助対象額）	円（税抜）
8 補助金交付申請額		<u>金</u> , 000 円 ※ 税抜見積額より対象外経費を除いた額の1/3（1,000円未満切捨） ※ 補助上限：（移住定住者空き家活用型）100万円、（市民空き家活用型）60万円、（持ち家等）20万円

確認及び誓約

次の事項を確認及び誓約の上、にレ点を記入し、申請者名を自署してください。

名張商工会議所リフォーム等補助金交付要綱の申請条件等を理解した上で申請し、この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

この補助金交付要綱に違反したとき、又は補助金交付申請に偽りその他不正行為があったとき、会頭が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めたときは、補助金を返還します。

補助対象工事において、国、県、市、その他団体等の補助金の交付を受けた、又は受ける予定の工事ではありません。

補助金交付申請及び上記の内容について、関係機関等へ照会を行い、名張商工会議所が調査することについて同意します。

申請者氏名 _____

提出書類チェックリスト（詳しくはリフォーム等補助金交付要綱別表2もしくは3を確認ください。）

交付申請書（様式第1号）

補助対象工事に要する経費の見積書の写し

工事内容が確認できる平面図、資料等

工事着手前の写真（住宅の全景及び工事予定箇所が分かる写真）

本人及び住所を確認できる書類の写し（マイナンバーカードまたは運転免許証、パスポート、健康保険証等） ※ 顔写真のない証明書類の場合は、2種類か公共料金の領収書等をご提示いただきます。

対象住宅の所有者を証明する書類（固定資産税納税通知書（固定資産税課税明細書）、または名寄帳兼課税台帳）

()

()

※ 申請者が法人の場合は、住所欄に所在地、氏名欄に事業所名、代表者名を記入してください。

様

名張商工会議所
会頭 川口佳秀

リフォーム等補助金交付事業

移住定住者空き家活用型
市民空き家活用型
持ち家等

 補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で、申請のありました下記の住宅に関するリフォーム等補助金交付申請書を審査したところ、適当と認められるので、名張商工会議所リフォーム等補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額

金 _____ 円

2 住宅または建築物の所在地

名張市

3 その他

補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類等は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

名張商工会議所 会頭 様

申請者 住所
氏名
電話番号

㊞

リフォーム等補助金交付事業

移住定住者空き家活用型
市民空き家活用型
持ち家等

 計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け、名商発第 号により補助金交付決定の通知を受けた
リフォーム等補助金交付事業の計画を下記のとおり変更したいので、名張商工会議所リフォーム等補助金交付要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 変更事項

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助交付決定額の変更

(3) 工期の変更

(4) その他

※添付書類

- ・ 改修工事の見積書（変更箇所を示したもの）
- ・ 変更前の工事契約書の写し
- ・ その他変更内容が判断できる書類

様

名張商工会議所
会頭 川口佳秀

リフォーム等補助金交付事業

移住定住者空き家活用型
市民空き家活用型
持ち家等

 計画変更承認通知書

令和 年 月 日付けで、申請のありました下記のリフォーム等補助金交付事業計画変更承認申請書を審査したところ、適当と認められるので、名張商工会議所リフォーム等補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 変更後の補助金交付決定額

金 _____ 円

2 住宅の所在地

名張市

3 その他

補助金交付申請書のとおり

- (1) 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等の関係書類を整理しなければならない。
- (2) 帳簿及び領収書等関係書類等は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

名張商工会議所 会頭 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

リフォーム等補助金交付事業

移住定住者空き家活用型
市民空き家活用型
持ち家等

 計画廃止（中止）届

令和 年 月 日付け、名商発第 号により補助金交付決定の通知を受けた
リフォーム等補助金交付事業の計画について、下記のとおり廃止（中止）したいので、名張商
工会議所リフォーム等補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 廃止（中止）の理由

名張商工会議所 会頭 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

リフォーム等補助金交付事業

移住定住者空き家活用型
市民空き家活用型
持ち家等

 完了実績報告書

令和 年 月 日付け、名商発第 号により補助金交付決定の通知を受けた
リフォーム等補助金交付事業の計画について、下記のとおり事業が完了したので、名張商工会
議所リフォーム等補助金交付要綱第8条第1項の規定により報告します。

記

1 住宅・建築物の所在地

名張市

2 完了の年月日

令和 年 月 日

3 添付書類

別表4のとおり

様式第7号（第10条関係）

名商発第 号
令和 年 月 日

様

名張商工会議所
会頭 川口佳秀

リフォーム等補助金交付事業

移住定住者空き家活用型
市民空き家活用型
持ち家等

補助金交付確定通知書

令和 年 月 日付けで決定した補助金の交付について、下記のとおり確定したので、名張商工会議所リフォーム等補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 住宅の所在地

名張市

2 補助金交付決定額

金 _____ 円

3 補助金交付確定額

金 _____ 円

名張商工会議所 会頭 様

申請者 住所
氏名
電話番号

印

リフォーム等補助金交付事業

移住定住者空き家活用型
市民空き家活用型
持ち家等

 補助金支払請求書

名張商工会議所リフォーム等補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 住宅の所在地

名張市

2 補助金支払い請求額

金 円

3 振込先（申請者本人名義の口座に限る）

金融機関名 ※ゆうちょ銀行不可	銀行 信用金庫 農業協同組合	支店
預金の種類	普通	・ 当座（該当を○で囲む）
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様

名張商工会議所
会頭 川口佳秀

リフォーム等補助金交付事業
消し兼返還命令書

移住定住者空き家活用型
市民空き家活用型
持ち家等

補助金交付決定取り

令和 年 月 日付で、あなたに交付した補助金について名張商工会議所リフォーム等補助金交付要綱第12条の規定に基づき交付の決定を取り消しますので、同要綱第13条の規定により補助金の返還を命じます。

記

1 補助金返還額

金 _____ 円

2 補助金の交付を取り消す理由

3 返還期限

令和 年 月 日